

# 地方自治と国庫負担金制度

緒 方 章 宏

## は じ め に

「地方自治の危機」<sup>(1)</sup> ということがいわれるようになってから久しい、しかしその間にこの危機状態の解決がはかられてきたかといえばなされてきたとはいえず、むしろ深刻さは一層増大しているといわなければなるまい。特に、日本経済のインフレ化が進行するのと比例して地方自治は、とりわけ財政の面において危機状態というよりもむしろ破産状態にあるといった方が正しいであろう。

このような地方自治の深刻な状況のもとで、一方では、憲法の保障する地方自治の理念の具体化を目指し、従来のわが国の中央政府と自治体との関係を洗い直しつつ自治体の自主性を回復せんがための運動も活発に行なわれてきている。<sup>(2)</sup>

かかる自治体の主体性回復運動の一形態として、自治体自からが原告となり訴訟を提起しそれによって国の国民に対する行政姿勢をただし同時に憲法の保障する地方自治の理念を現実化する動きがある。このような自治体が原告となり訴訟を提起するという運動形態は、従来ほとんどみることのできなかった方法でありそれだけに世論の注目を浴びているといえよう。

そこで、本稿は、このような自治体の司法参加<sup>(3)</sup>(judicial participation)方式ともいえる事例の先がけとなった大阪府摂津市によるいわゆる「摂津訴訟」を具体的な事例としてとりあげ、それを通して、現在の地方自治問

題、とりわけ地方財政における「超過負担」問題を検討してゆきたいと思う。<sup>(4)</sup>

- 注(1) 「特集・地方自治の危機」 ジュリスト, 416号, 15頁以下参照,
- (2) 和田英夫「自治体・住民運動と『司法参加』」 法律時報47巻6号21頁以下,
- (3) 和田, 前掲論文, 24頁以下, ここでは, 首長主導型の「司法参加」として, 釧路市工場誘致条例改廃事件, 田川市国籍書換え問題, 摂津訴訟, の三つのケースについて論ぜられている。
- (4) 摂津訴訟に類似した訴訟としては, 住民訴訟の形式で訴訟係属中の「国分寺市保育所措置費訴訟」がある, なお本訴訟の詳細な紹介は, 法律時報47巻6号72頁以下にある。

### (一)

まづはじめに、「摂津訴訟」の概略について触れておく。

訴訟に先立ち, 摂津市は, 昭和48年4月12日に, 地方財政法20条の2により国に対して意見書を提出したが, それによると「(摂津市)は, 大阪市に隣接し, 人口の急増に伴う共働き世帯の増加, および核家族化の進行などの要因により保育所への入所を必要とする児童の数は, 年々大幅に増加する傾向にあり, そのため公立保育所の新設に関する市民の要求は強まる一方である」という状況におかれていた。そこで摂津市は, このような要求に応えて, 「1小学区1保育所」を目指し, さしあたっては, 児童福祉法35条3項にもとづいて大阪府知事の認可を受け, 昭和44年から昭和46年までの間, 「摂津」「別府」「香露園」「正雀」の四ヶ所の保育所を設置しそのため, 保育所設置費として合計92,729,990円を支出した。なお, 右4ヶ所の保育所は, いづれも児童福祉法56条2項にもとづき, 入所に要する費用および入所後の保護について同法45条の最低基準を維持するために要する費用(措置費)につき, その全部又は一部を本人及び扶養義務者が負担することができないと認める児童(措置児童)を入所させるための保育所であり, 右保育所を建設するにあたり, 徵収金, 寄附金等一切の収入はないものである。

ところが、地方財政法10条の2は、地方公共団体が実施する児童福祉施設の建設に要する費用は、その全部又は一部を国が負担するものと規定し、さらに同11条は、その負担割合は法律（政令）で定めるものと規定、それを見て児童福祉法52条、51条2号、同法施行令15条1項、16条1項は、その負担割合について市町村が支出した費用額から徴収金その他の収入を控除した精算額の2分の1を国が負担するものとしているが、それにもかかわらず、国は、前記4ヶ所の保育所のうち2ヶ所、すなわち昭和44年に「別府」に対して100万円、昭和45年には「香露園」に対し150万円の合計250万円を負担金の一部として支払ったのみであった。そのために、前記92,729,990円より250万円を差し引いた残額の2分の一に相当する43,864,995円が超過負担となり、これがため市の財政状態は、きわめて悪化してしまった。そこで市は、地方財政法前記条項にもとづく前記意見書を国に対して提出したが、何等具体的な回答を得ることができず、市は、市議会万場一致の決議をもって国を相手として保育所建設費の負担金未払分43,864,995円の支払いを求めて保育所設置費国庫負担請求訴訟を提起したのである。

これに対し被告である国側は、直接には、超過負担の問題には触れず、「原告が請求する金員は、これを交付する旨の厚生大臣の決定（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律＝以下適正化法とする＝6条）がないから、請求権は発生せず、原告の主張は不当である」との主張を行なってきた。

以上が「摂津訴訟」の概略である。

## (二)

そこまでづ、本訴訟の論争の中心点となっている「超過負担」問題について検討することとする。

地方自治法2条2項は、普通地方公共団体（都道府県・市町村）は、その公共事務および法律又はこれにもとづく政令により普通地方公共団体に

属するものの他その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理すると規定、また同法2条13項は、地方公共団体は、憲法92条の規定するところの「地方自治の本旨」にもとづき住民の福祉の増進に努めることも規定している。

ところで、近年、特に、大都市近郊地域には人口の増加が著しく、それに伴う生活構造の複雑化は、行政に対する多種多様な要望、すなわち行政需要の増大化を必然ならしめ、そのため地方公共団体のとりあつかう行政事務も膨張、拡大の一途を辿っている、そしてこれに拍車をかけるように実質的に地方公共団体を国の下部機関あつかいにするとも考えられる「機関委任事務」（地方公共団体の全事務量の約60%程度に達するといわれる。）の増大化がすすみ、そのうえ、このような機関委任事務の押しつけがなされていながら国からの委託費は絶対的に不足しているという状況にあり、それ故、このような状況が、地方自治体に対して超過負担をますます強いという結果になっているのである。

ところで、「地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする」地方財政法（1条）は、地方公共団体の行なう行政事務の中で地方自治体がその経費の全額を負担しなければならない事務（同9条）、国がその全部又は一部の経費を負担する事務（同10条、10条の2,3,4）について定め、右の10条ないし10条の3までに規定する「経費の種目、算定規準、国と地方公共団体の負担する経費の割合は、法律で定める」（同11条）ものとしている。そしてこの地方財政法10条ないし10条の4までに定める支出金を「国庫負担金」（同17条）といい。一方、国が「その施策を行なうために特別の必要があると認める時、又は、地方公共団体の財政上特別の必要があると認める時」（同16条）に自治体に対して交付される支出金を補助金という、両者は概念上明確に区別されている。そして「負担金・補助金等の地方公共団体に対する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行なうために必要且つ充分な金額を基礎としてこれを算定しな

ければならない」(同18条) のである。ところが実際には、国は、法律又は政令で定められた負担すべき割合の経費金額を必ずしも支払っていないところに超過負担の問題が生じるのである。このようにして生じる超過負担が、全国の地方自治体の自主財源を圧迫し、いわゆる地方自治の危機の最も大きな原因となっているのである。

超過負担の概念は、必ずしも一致した概念規定があるわけではないが、広・狭大きく分けて次の二通りに分類することができよう。すなわち、広義では、法令の定めにより一定の負担割合にもとづく国庫負担金の交付される地方公共団体の事務・事業について国の定める基準額または負担額が、当該事務・事業についての地方公共団体の実支出額を下廻わる場合をいう。狭義では、法令の定めによる一定の負担割合にもとづき国庫負担金の交付される地方公共団体の事務・事業について国が現実に負担した額が、法令の定めにより国が負担すべき額を下廻わる場合をいう。また、超過負担の内容は、形式的ないしは技術的には、単価差、数量差、対象差、認証差などに区別することができる。すなわち、単価差とは、国庫負担金を支出する事務・事業の単位が実態よりひくいために生じるものであり、数量差とは、国庫負担金の交付対象となる事務・事業の数量につき国の定めた基準が実態に適しない場合に生じる、対象差とは、国庫負担金を支出する事務・事業の経費であるべきなのにその対象から外されているために生じるもの、認証差とは、国庫負担金が支出されるはずの事務・事業であるにもかかわらず、国が国庫負担の対象としての事務・事業から外して認めないために生じる超過負担をいう。このような概念と内容をもつ超過負担は、いづれにせよ、(1)補助単価のひくさ、(2)補助基準数量の少なさ、(3)補助対象範囲の狭さからくるものであり、またその実質的な要因としては、国の大企業優先の経済、財政政策、その裏返しとしての国民福祉の軽視政策からくることは明らかのことである。

そこで、次に各地方公共団体における超過負担の実態をみてみよう。最

も新しい調査であるとみられる全国知事会を中心とする地方六団体による調査報告書（「昭和49年度、地方超過負担の実態」、昭和50年12月）によれば、昭和49年度の超過負担の総額は、6,360億円にのぼり（図I）系統別にみると全体の半分近くを「施設費」が占めている（図II）、団体別では、市の負担額が最も多く、都道府県、町村の約2倍に達している（図III）、また、個別項目別では、「保育所措置費」が最も大きく1,388億円で全体の21.8%を占め、次いで公立学校建設費、1,257億円で全体の19.7%，廃棄物処理施設、597億円、保健所職員費、551億円、福祉施設整備費、337億円、等の順序になっており（図IV）いづれも国民の実際上の生活に密着した事項であり、このような事業に超過負担が集中していることが指摘できるであろう。

摂津市における、昭和44年から48年までの超過負担の実態をみると、<sup>(2)</sup>上記年度間の超過負担額は、総計で11億0,6715,000万円にのぼり、その内訳は、大きなものから義務教育施設整備費、3億3千万円、義務教育施設用地費、2億3千万円、保育所措置費、1億9千万円、保育所建設費、7,800万円の順になっており、摂津市においても、超過負担額の大きい項目が地域住民の生活に直接結びついた文教福祉部間に集中していることが指摘できる。したがって、摂津市が大阪のベッドタウンとしての機能をより充実させ、若年人口の急増に対応させるよう住民の意見を入れて施設整備事業に力を加えれば加えるほど、より過重な超過負担を強いられることになり、市の財政状態も悪化の一途を辿るということになってしまのである。このような超過負担問題は、本来、国の責任において解消すべき事であり、また、補助対象、規準、数量等についても国がその適正化を図るべきである、このことは、すでに自治省でさえ認めていることである。<sup>(3)</sup>

このような実態の中で、摂津訴訟は、自治体による地域住民の生活と権利を守るために國への告発として、また地方自治体本来の理念と主体性を確保するための運動として、いわば起るべくして起ったものということが

図I 超過負担額と超過負担率(49年度) (単位:百万円)

区分	実績決算	補助基本額	超過負担額	超過負担率	超過負担構成比
A 施設	991,291	689,558	301,733	43.8%	47.5%
1 警察施設	48,052	23,976	24,076	100.4	3.8
2 産業教育施設	17,819	14,167	3,651	25.8	0.6
3 体育施設	30,823	12,971	17,852	137.6	2.8
4 公立学校	391,790	266,054	125,736	47.3	19.8
5 保健所施設	3,567	886	2,681	302.7	0.4
6 社会福祉施設	69,707	35,958	33,749	93.9	5.3
7 廃棄物処理施設	97,757	38,068	59,688	156.7	9.4
8 公営住宅	292,898	262,241	26,156	10.0	4.2
9 改良住宅	38,879	31,286	7,643	24.5	1.2
B 設備	15,102	10,973	4,129	37.6	0.6
1 産業教育設備	10,330	8,900	1,430	16.1	0.2
2 保健所設備	1,688	537	1,150	214.0	0.2
3 社会福祉施設設備	3,084	1,536	1,549	100.9	0.2
C 措置費	342,963	193,408	149,555	77.3	23.5
1 老人ホーム	32,829	26,178	6,651	25.4	1.0
2 保育所	299,850	161,052	138,799	86.2	21.8
3 精薄施設	10,283	6,178	4,105	66.5	0.7
D 人件費	( 189,891) 195,519	93,722	( 96,169) 101,797	(102.6) 108.6	16.0
1 保健所職員	( 97,144) 99,065	43,958	( 53,187) 55,108	(121.0) 125.4	8.7
2 農業委員会	( 33,498) 34,341	8,674	( 24,825) 25,668	(286.2) 295.9	4.0
3 農業改良生活改善	( 38,409) 40,747	28,028	( 10,328) 12,720	(37.0) 45.4	2.0
4 林業普及員	( 8,578) 9,104	5,420	( 3,158) 3,684	(58.3) 68.0	0.6
5 職業訓練	( ...) 12,283	7,643	( ...) 4,618	( ...) 60.4	0.7
E 業務・事務費	155,403	84,938	70,465	83.0	11.1
1 警察行政	37,279	18,084	19,195	106.1	3.1
2 国保事務	68,218	36,444	31,774	87.2	5.0
3 農業委員会	2,971	1,008	1,963	194.8	0.3
4 農業改良生活改善	5,763	2,914	2,849	97.8	0.5
5 林業普及員	715	440	375	62.4	0
6 職業訓練	5,680	3,543	2,137	60.3	0.3
7 国民年金事務	34,778	22,508	12,273	54.5	1.9
F 委託費	37,855	29,544	8,311	28.1	1.3
合計	(1,732,502) 1,738,133	1,102,144	(630,361) 635,989	(57.2) 57.7	100.0

注:①各金額单位に四捨五入したので不完全がある。②「人件費」および「合計」の( )は、給与を国家公務員給与水準に置き直した場合の数値である。

でき、高く評価されるべきものである。

注(1) 北野弘久「自治体財産権の具体的検討」法律時報47巻6号44頁

(2) 摂津訴訟原告弁護団「第5準備書面」31頁以下

(3) 自治省編「地方財政のしくみと運営の実態」357頁、昭和50年11月

図II 49年度超過負担

(単位：億円)

区分		調査項目	超過負担額	構成比
A	施設費	9	3,017	47.5%
B	設備費	3	41	0.6
C	措置費	3	1,496	23.5
D	人件費	5	1,018	16.0
E	業務・事務費	7	705	11.1
F	委託費	18	83	1.3
合計		45	6,360	100.0

図III 団体別金額

(単位：億円)

区分		超過負担額
都道府県		1,601
市		2,936
町村		1,592
特別区		231
計		6,360

図IV 大きな超過負担

(単位：億円)

順位	項目	超過負担額	全体に占める割合	超過負担率
1	保育所措置費	1,388	21.8%	86.2%
2	公立学校建設費	1,257	19.7	47.3
3	廃棄物処理施設	597	9.4	156.7
4	保健所職員費	551	8.7	125.4
5	福祉施設整備費	337	5.3	93.9
6	国保事務費	318	5.0	87.2
7	公営住宅建設費	267	4.2	10.0
8	農業委員会人件費	257	4.0	295.9
9	警察施設費	241	3.8	100.4
10	警察行政費	192	3.1	106.1

注：「4保健所職員費」および「8農業委員会人件費」は、一般行政職員給料を国家公務員給与水準に置き直した場合でもそれぞれ19億円、8億円の減少に止まり、順位の変動はない。

## (三)

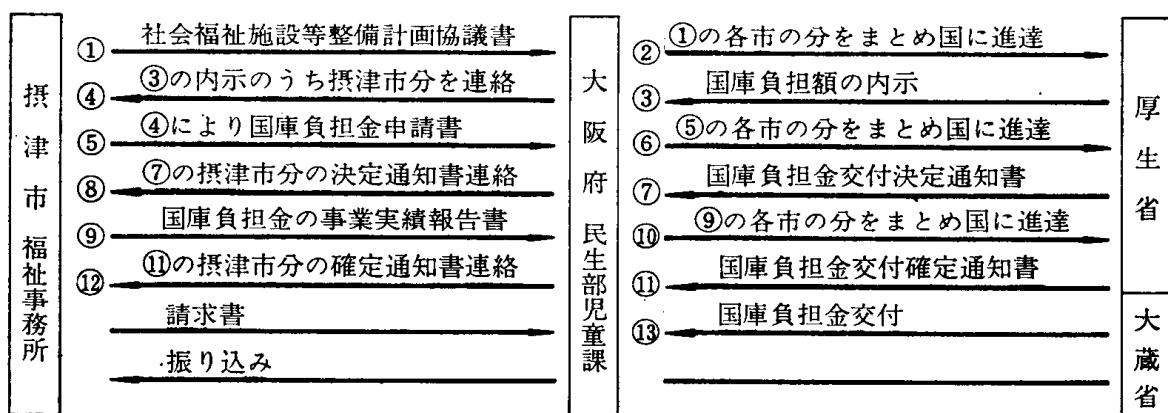
以上述べた超過負担の意味と実態をふまえた上で以下摂津訴訟のもつ法理論的な問題点を検討することとする。

先に述べたとおり、この訴訟における原告、被告それぞれの主張による争点は、保育所建設に係る国庫負担金の請求権が、適正化法第6条の規定する交付決定を経なければ発生しないとするのか、それとも交付決定を経るまでもなく地方財政法、児童福祉法、同施行令等の定める規定によって発生するのかという点にもとめられる。したがって問題は、このような負担金についての支払義務、あるいは自治体の国に対する負担金の支払請求権の発生と適正化法との関係、とりわけ、適正化法の性格、国庫負担金給付の法律関係、交付決定の法的性格などが明らかにされなければならない。

適正化法は、昭和30年に制定され、その制定目的は、同法1条が規定するとおり、「補助金等の交付の申請・決定に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請および補助金等の不正な使用の防止、その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図る」ことにあり、またここにいう補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金をいうとしている（同法2条）。そして具体的な手続規定として、補助金等の交付の申請、（同6条）決定（同6条）、交付の条件（同7条）、などの他事情変更による決定の取消し（同10条）、補助事業等の遂行等の命令（同13条）違反者に対する決定の取消し（同17条）、補助金等の返還（同18条）などの定めをおいており、各省庁にかなり大幅な権限を与えていたが、かかる規定の趣旨からみて明らかに適正化法は、一種の手続法であるとみてよいであろう。<sup>(1)</sup>しかし、国庫負担金給付の実務上の実態は、毎会計年度の末にあらかじめ国から各道府県知事に対して通達（課長通知・局長通知）により基本的な方針等につき指示がなされ、それを受けた各知事は、提出された市町村の計画

について国の方針に適合するかどうかを審査した上で厚生省と国庫負担金の交付の見込等について事前協議を行ない、そしてこの協議を受けた厚生省は、国の定める計画に適合する事業については負担金を交付する予定であることおよび予定金額を内示するという事前協議と内示制度によって行なわれており、かかる実態からみれば国庫負担行政は、法律である適正化法ではなく事前協議と内示制度により行なわれているといってよい（図V）。

図V 社会福祉施設整備国庫負担金交付についての事務の流れ



加藤一明「自治体と超過負担問題」ジュリスト増刊総合特集  
No. 1「現代都市と自治」(75. 4) 所収による。

ところで、被告国側は、適正化法の定める交付決定を受けなければ保育所建設費に係る国庫負担金交付請求権は具体的な債権として発生しないと主張するのであるが、その理由として、適正化法による交付決定によって条件を付すること、条件に従い事業を遂行するべき義務を課すこと、補助事業遂行命令・一時停止命令等を行なうこと、条件違反者に対する決定の取消し、および返還命令違反者に対する刑罰の賦課など交付決定がなされていないとこのような規制を加えることができず、そのため行政目的を達成することができない、したがって交付決定は、単に補助金等の内容を明確にしこれを交付することを表示するだけのものではない、交付決定は、補助事業者に補助金等をその目的にしたがって使用するべきことを義務づける性格を有する行政処分であると主張する（被告準備書面第I）。しかし

交付決定を行政処分であるとする考え方には疑問が残ろう。<sup>(1)</sup> 従来から補助金の交付決定行為は、対等の当事者間における私法上負担付贈与契約の締結ないしはそれに公法的規律の加えられた特殊な私法上の贈与契約、あるいは公法上の契約であると解されてきた。<sup>(2)</sup> また、最近では、これを純粹の行政処分と解するのではなく「本来の意味での権力支配の性質をもたない行政のサービスともいべきもので、形式的・法技術的には『公権力の行使』たる行政行為であるが、公権力の発動の実態を随伴しない形式的概念」<sup>(3)</sup> たる形式的行政処分であると解されてきている。

たしかに補助金は、政府の自由な裁量にもとづいて支出されるものであり、それ故支払請求権も交付の決定を経てから成立するとみることも地方財政法条の趣旨からみて可能であろう。しかし負担金については、国側の主張には、明らかに補助金と負担金を同一のものとして混同して解しているものと思われる。それは、適正化法が「補助金等」として規定し、その中に負担金を含めるものとしていることを理由としているのであるが、根拠となる法律との関係ではこれをはっきりと区別しなければならない。なぜなら地方財政法10条から10条の4に規定された国庫負担金については、規定の文言から明らかなように「国が……負担する」となっているのに対し、地方財政法16条によれば「国はその施策を行なうため特別の必要があると認めるとき、又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り当該地方公共団体に対し補助金を交付することができる」となつており補助金は、国家の予算に拘束されつつ行政庁の裁量にもとづいて交付されるものと考えられる、そうであれば適正化法の定める交付決定手続を経由してその具体的な内容が確定されてゆくものと考えられるが。<sup>(4)</sup> 負担金についての前記規定は、地方公共団体が国から委託を受け行なうものや、国が利害関係を有し国が経費を負担すべき性質の施策につき、その事務に要する経費の全部もしくは一部を国が負担すべきことを定めたものであり、それ故、国庫負担金は、国が本来経費の全部もしくは一部を負担して行な

うべき事務を地方公共団体が経費を支出して行なうことに対して実質的には、国が地方公共団体に対し委託料ないしは不当利得金の支払いともいるべき性格を有するものと考えられ、また、この場合の国と地方公共団体との法律関係は、対等当事者間の債権債務関係ともいるべきものと解される。したがって、保育所の建設については、先に述べた通り、地方財政法10条の25号および同法111条の規定を受けて児童福祉法52条、同法施行令15条1項、16条1号がそれぞれ國は、市町村が支弁した経費の実精算額の2分の1ないしは3分の1を負担しなければならない旨明文をもって規定しているのであるから、市町村は、何等の手続を経ることなく負担金支払請求権をもつことになり、また、同法施行令15条1項が「各年度において……市町村が支弁した費用の額から収入を控除した精算額を基礎に負担額を定める」と規定しているので、保育所建設についての負担金支払請求権は、適正化法6条の定める交付決定を経るまでもなく、法、および法令により明日且つ一義的に定まっているものと解してよい。いいかえれば、国の負担金については、法令自身が直接に国に対してその支出を義務づいているものと解される。<sup>(6)</sup>

したがって保育所建設について国庫負担金支払い請求権が成立するのは、当該市町村が保育所の建設に要する費用を支出し且つその支出のなされる時期の属する各会計年度の年度末が到来することにより具体化するとみてよい。<sup>(7)</sup> 交付決定行為は、同法15条の確定行為があるまでの負担金の政策的理由、将来発生するであろうと見込まれる負担金の概算払請求権を発生させるにすぎないものである。すなわち、すでに予定されている自治体の国に対する負担金債権を申請にもとづいて法令に定めるところに違反していないかどうか、金額の算定にあやまりがないかどうかを確定する一種の事実行為であるともいえる。したがって公権力の行使ないしは処分としての性格を有するものではなく、本来の意味での行政処分とはいはず形式的な行政処分といえるものである。

ところで政府は、昭和48年12月26日になってから、児童福祉法施行令の一部を改正した（昭和48年政令371）。すなわち従来国の負担金が一義的に確定されていたのを、国庫負担金の対象となる保育所は、厚生大臣の定める整備計画に適合するものとして承認した保育所に限られること（15条）、および右保育所施設の整備・運営費に対する国庫負担金の算定を厚生大臣の定める単価・数量の基準により行なうこと（15条・17条）。

このような改正は、一方では摂津訴訟のような訴訟が新たに提訴されることのないように未然に防止するための方策であると同時に、他方では、本訴訟に対する国の報復措置とも考えられる。

このような改正の行なわれたことにより、今後の争点としては、前記厚生大臣の承認についての裁量権あるいは、厚生大臣の国庫負担金算定の基準設定行為の妥当性があげられよう。<sup>(8)</sup> またこの改正には次のような問題点が指摘できるであろう。すなわち、地方財政法11条は、国と地方公共団体との負担金の種目、算定規準、負担割合は、法律又は政令で定めなければならないとしているのに、それを厚生大臣の意思に全面的にからしめることは、地方財政法違反ということになるのではないかということである。

注(1) 村上孝太郎「補助金等適正化法の解説」78頁以下

安原美樹「いわゆる補助金適正化法について」法曹時報7巻10号8頁、

塩野宏「補助金請求権の性質」行政法演習工所収11頁、

小熊孝次「補助金等適正化法逐条説明」18頁、などは行政処分説の立場をとっていると思われる。

兼子仁「行政争訟法」（現代法学全集）273頁以下は形式的行政処分であるとする。

(2) 釧路地判昭和43.3.19行裁例集19巻3号408頁、

札幌高判昭和44.4.17行裁例集20巻4号459頁、

(3) 雄川一郎「現代における行政と法」現代法講座4巻18頁、

(4) 室井力「国の負担金と補助金等適正化法」法律時報47巻6号38頁、

(5) 室井前掲論文38頁、

(6) 北野前掲論文44頁、

(7) 室井前掲論文38~39頁

### おわりに

以上、摂津訴訟を足がかりとして地方自治と国庫負担金制度との関連について検討してきたのであるが、現在、摂津訴訟は東京地方裁判所において係争中であり、裁判の結果がどのような形で提示されるか予断を許さない状況にある。しかし、本訴訟の提起によって広く社会に地方自治における超過負担の問題提示したことは、大きな収穫であったと言ってよいであろう。それだからこそ、国は、このような訴訟が以後続行しないように未然に防止するために先に述べた通りの児童福祉法施行令の改正を行なったとも考えられるのである。このことは逆にいえば国みづからがこの訴訟の正当性を認めざるを得なかつたともいえることであろう。

地方自治体の超過負担を解消するためのひとつの方策としての摂津訴訟を位置づけるためには、本稿でとりあげた各点以外にも、より重要な論点があるであろう、たとえば訴訟形式の法理論的な考察、機関委任事務の問題などである。これらの諸点については、機会をみて新たに検討をしてみたいと思う。

（本論をまとめるにあたり、摂津訴訟の裁判資料については弁護団の方々に、超過負担の実態については、全国都道府県議会議長会事務局にお世話になった、お礼を申し上げる。）